

登 録 証

住 所 京都市伏見区羽束師古川町233番地

名 称 株式会社カンボ

代表者名 代表取締役 横山 秀昭 様

綾部市長 山 崎 善 也



事業系一般廃棄物の綾部市クリーンセンターへの搬入について次のとおり登録します。

事 業 所 名	株式会社カンボ
所 在 地	京都市伏見区羽束師古川町233番地
代 表 者 名	代表取締役 横山 秀昭
廃 棄 物 の 種 類	生ごみ、紙類、布類、プラスチック類 等
登 録 期 間	平成30年4月1日～平成32年3月31日
登 録 条 件	搬入条件（裏面記載）のとおり
そ の 他	

搬入条件

- (1) 綾部市以外で発生した廃棄物は搬入できません。
- (2) 搬入時には、必ず「搬入証」を提示してください。
- (3) 施設内では、係員の指示に従ってください。
- (4) 処理手数料は、搬入時に現金又は搬入券で支払ってください。
- (5) 搬入できる廃棄物は、可燃性廃棄物（生ごみ、紙類、布類、プラスチック類等）に限ります。

ただし、長いもの、大きいものは、40センチ以下に切断（破碎）又は分解、PPバンドは10センチ以下に切断してください。

書類等で、冊子や綴じ紐等で綴じてあるものは、ばらしてください。（クリップ等は全てはずしてください。）
- (6) 不燃物及び次に掲げるものは搬入できません。
 - ① 有害性物質を含むもの（蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温形 等）
 - ② 著しい悪臭を放つもの（ベンゼン、オイル等がしみこんだ布類等）
 - ③ 危険性のあるもの（ライター、カセットボンベ、スプレー缶等）
 - ④ 引火性のあるもの
 - ⑤ 感染の危険性のあるもの
 - ⑥ その他、市の行う処理に支障を及ぼす恐れのあるもの
- (7) 廃棄物は分別を徹底してください。分別が十分でない場合は搬入できません。
- (8) 搬入された廃棄物について、随時検査を行う場合があります。この場合において適正な分別または搬入を認めていない廃棄物が発見された場合は、搬入登録を取り消します。
- (9) 廃棄物を搬入する際に使用する際は、透明若しくは半透明の袋を使用してください。
- (10) クリーンセンターの容量・処理能力上、搬入を一時的に制限することがあります。
- (10) 上記条件に違反した場合は、搬入登録を取り消します。
- (11) 搬入時間は、平日の午前9時から正午までと午後1時から午後4時までです。土曜日、日曜日、祝日の搬入はできません。
- (12) その他不明な点は、綾部市クリーンセンターにお問合せください。